

## 記

# 製造請負単価契約条項

### (総 則)

第1条 乙は、仕様書及び乙が入札に際し提出した技術提案書その他の書類で明記されたものに基づき甲の指示に従い定められた期限までに指定された場所にその都度速やかに契約物品を納入するものとする。

### (法令の遵守)

第2条 乙は、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

### (官公庁に対する手続き)

第3条 乙は、業務の履行に当たって、官公庁その他に対して必要な手続きを自己の負担で行うものとする。

### (許認可手続等に対する協力)

第4条 乙は、甲が関係法令に基づき、この契約に関して必要な許可、認可、承認等の申請に関する手続を行うときは、甲の求めに応じて協力をしなければならない。

### (産業財産権の実施)

第5条 乙は、この契約の履行に当たり、第三者に帰属する特許権その他の産業財産権を実施するときは、当該第三者からその実施に必要な権利の許諾を受け、甲が支障なく契約物品を使用することができるようにしなければならない。万一、甲が契約物品の使用に関して第三者から産業財産権侵害の苦情を受けた場合には、乙は自己の責任と費用でその苦情を防御又は解決し、甲に対していかなる迷惑もかけないようにしなければならない。

### (注意義務)

第6条 乙は、仕様書の業務内容を履行するに当たり、甲の施設内において業務を行う場合には、他の業務に支障を与えないよう常に善良なる注意を払って業務に従事すること。

### (関連業務への協力)

第7条 乙は、甲の発注に係る第三者の実施する他の業務がこの契約の業務と密接に関連する場合において、第三者の行う業務の円滑な実施に協力しなければならない。

### (権利義務の譲渡等)

第8条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を、甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して譲渡する場合にあっては、この限りではない。

(一括再委託の禁止)

第9条 乙は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(再委託の事前承諾)

第10条 乙は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、軽微なものを除き、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び金額等について記載した書面を甲に提出し、承諾を得なければならない。

なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

- 2 乙は、業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

(履行体制の把握)

第11条 乙は、前条の承諾を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、軽微な業務を除き、あらかじめ当該複数段階の再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書面（以下「履行体制に関する書面」という。）を甲に提出しなければならない。履行体制に関する書面の内容を変更しようとするときも同様とする。

- 2 乙は、前項の場合において、甲が契約の適正な履行の確保のため必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

(仕様の変更等)

第12条 甲は、必要がある場合は仕様の内容を変更することができるものとする。この場合、契約金額を増減する必要が生じたときは、甲、乙協議して増減額を定め、契約金額を増減することができるものとする。

- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたと甲が認めるときは、甲はその損害を負担しなければならない。ただし、その損害額は、甲、乙協議して定めるものとする。

(設備等の調査)

第13条 甲は、必要と認めるときは甲の職員を派遣して、乙の設備及び契約履行の状況を調査することができるものとし、乙はこれに協力しなければならない。

(監督)

第14条 甲は、監督職員を選定し、乙によるこの契約の履行について監督又は指示をすることができる。

(試験等)

第15条 甲は、仕様書に定める、乙による試験又は検査に立ち会うことができる。その際、甲が必要と認めるときは乙に指示を与えることができる。

- 2 甲が、仕様書等に定めるところにより契約履行の過程における中間検査を行う場合において、契約物品の変質、変形、消耗、損傷等は、仕様書等に定める場合を除き、乙の負担とする。

(政府等の検査への協力)

第 16 条 乙は、甲が関係法令に基づき、この契約に関して政府等の検査を受けるときは、これに協力しなければならない。

- 2 政府等の検査の結果、修理、改造等をする必要がある場合は、その原因が乙の責めに帰すべき事由によるときは、乙がその費用を負担する。

(寄託物品、貸与品及び支給品)

第 17 条 乙は、寄託物品、貸与品及び支給品（以下「寄託物品等」という。）を甲から受領した場合は、善良なる管理者の注意をもってこれを管理し、この契約の目的以外に使用又は利用してはならない。

- 2 乙は、前項による寄託物品等を故意又は過失によって滅失若しくは毀損したときは、甲の決定する金額を弁償するものとする。ただし、甲の承諾を得て毀損を修理し、又は代品をもって弁償に代えることができる。
- 3 乙は、この契約の完了、解約等によって不用となった寄託物品等があるときは、甲の指示に従い、これを甲に返還するものとする。

(納品完了の報告)

第 18 条 甲は、目的物を必要とするときは、乙に対して、その都度、品名、数量、納入期日及び納入場所を通知するものとする。

(検査及び引渡し)

第 19 条 乙は、前項の通知を受けたときは、その都度検査を行い、検査に合格したときは、その引渡しを受けるものとする。

- 2 乙は前項に規定する検査に合格しないときは速やかに契約物品の交換、その他必要な措置を講じなければならない。この場合においては、前条及び前項の規定を準用する。
- 3 乙は、検査の結果不合格となった場合で、甲から引取りを指示されたときは、遅滞なくこれを引き取るものとする。
- 4 前項の場合において、乙が甲の指定する期間内に引き取らないときは、甲は、乙の負担において当該契約物品を移動し、又は他に保管させることができる。

(履行期限の延期)

第 20 条 乙は、天災地変、その他乙の責めに帰し難い事由により、所定の履行期限内に業務を履行することができないときは、その事由及び履行予定日を詳記した書面をもって延期を請求することができる。この場合、甲はその請求を妥当と認めたときは、これを承認するものとする。

- 2 業務の履行が履行期限を経過した場合は、甲は遅滞料として、契約金額につき、遅滞日数に応じ、この契約締結時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づく、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した額を徴収するものとする。ただし、前項による承認があった場合は、この限りではない。

(代金の支払)

第 21 条 代金の支払いは●か月毎とし、乙は当該期間における第 19 条の検査に合格した納入数量に単価を乗じて得た総額を翌月請求するものとする。

- 2 甲は乙から各月 10 日までに受理した適正な支払請求書に関し、翌月末日までに乙に代金を支払うものとする。

(契約不適合責任)

第 22 条 甲は、乙から引渡しを受けた契約物品について、直ちに発見することができない品質、種類又は数量に関してこの契約の内容に適合しない状態があること（以下「契約不適合」という。）を発見した場合、乙へ速やかに通知するものとする。

- 2 甲が第 19 条に規定する引渡しを受けた後 1 年以内に契約不適合があることを発見したときは、乙は甲に対し、甲の選択に従い契約不適合を補修し、不足分若しくは代替物を引き渡し、代金を返金し若しくは減額し、又はその契約不適合によって生じた滅失若しくは毀損に対して損害を賠償するものとする。なお、代金を減額する場合の減額割合は、引渡し時点を基準として算定する。
- 3 前項の場合において、甲は、契約物品の減額又はその納入物件を使用したことにより生じた損害（特別の事情によって生じた損害であっても、乙がその事情を予見すべきであった時の損害を含む。）の賠償を乙に対して請求することができる。
- 4 引渡し前に生じた納入物件の滅失、毀損その他の損害は乙の負担とする。ただし、甲の責めに帰すべき事由による場合はこの限りでない。
- 5 前 4 項の規定は、第 27 条及び第 34 条に基づくこの契約の解除及び損害賠償請求を妨げない。
- 6 物件の引渡しから 1 年を経過した後であっても、乙が契約物品につき契約不適合であることを知っていたとき、重過失により知らなかったとき等、乙の責めに帰すべき重大な契約不適合が発見された場合は、第 3 項と同様とする。

(改善要求)

第 23 条 甲は、この契約の履行に支障が生じたと認めたときは、乙に対し書面をもって改善要求をすることができる。

- 2 乙は、前項に基づき甲より改善の要求を受けたときは、直ちに必要な措置を講じ、その結果について書面をもって甲に速やかに報告しなければならない。

(秘密の保持)

第 24 条 乙は、この契約の実施により知り得た甲の秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。ただし、乙が再委託を行う場合は、再委託した者に乙と同等以上の秘密保持義務を課した上で開示することができる。この契約終了後においても、同様とする。

- 2 乙は、この契約の内容又は成果を公表し、公開し、又は他の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、書面により甲の承諾を得た場合においてはこの限りではない。
- 3 乙は、この契約において取り扱う甲の秘密文書の安全性確保のための措置を行わなければならない。

(個人情報の取扱い)

第 25 条 乙は、この契約による業務の実施に当たっては、個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できない

いが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。)をいい、文書によるものの他、映像、音声による情報も含まれ、符号化、暗号化されているか否かを問わない。以下同じ。)について、保護の重要性を認識し、個人の権利を侵害することがないように取扱いを適正に行う義務を負うものとする。

- 2 乙は次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りではない。
  - (1) この契約による業務で知り得た個人情報を第三者に提供し、又はその内容を知らせること。
  - (2) この契約による業務を処理するため甲から提供された個人情報について、この契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、または改変すること。
- 3 乙は、甲の指示する施設以外には個人情報を持ち出してはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りではない。
- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適性かつ公正な手段により行わなければならない。
- 5 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供された、又は乙自ら収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。)の盗難、紛失、漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止等の適切な管理のために必要な措置を講じるものとする。また、乙は乙の従業員その他乙の管理下にて業務に従事する者に対して、乙と同様の秘密保持義務を負担させるものとする。
- 6 乙は、個人情報の盗難、紛失、漏えい、滅失、毀損、改ざんその他本条に違反等が発生したときは、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- 7 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等については、業務完了後速やかに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法による。
- 8 乙は、この契約による業務を処理するために、自ら収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料については、業務完了後速やかに廃棄するものとする。
- 9 乙は、乙の責めに帰すべき事由により、個人情報の盗難、紛失、漏えい、滅失、改ざん、毀損その他の事故が発生し、甲が第三者から請求を受け、又は、第三者との間で紛争が発生した場合、甲の指示に基づき乙の責任と費用負担でこれらに対処するものとする。この場合において、甲が直接又は間接の損害を被ったときは、乙は甲に対して当該損害を賠償しなければならない。
- 10 甲は、乙がこの契約に違反していると認めたときは、第 27 条及び第 34 条に基づき、この契約の解除及び損害賠償請求をすることができる。
- 11 乙は、乙における個人情報管理に係る責任者及び業務従事者の管理並びに実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について明記した書面を甲に提出しなければならない。
- 12 甲は、個人情報を提供等する場合には、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を講ずる。
- 13 甲は、乙に提供する個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、乙における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年 1 回以上、原則として実地検査により確認することができる。
- 14 乙は、個人情報の取扱いに係る業務を再委託(再委託先が委託先の子会社(会社法

(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。以下同じ。)する場合には、再委託先に第1項から第11項までの規定と同様の措置を講じさせなければならない。

- 15 甲は、再委託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、乙を通じて又は甲自らが第12項と同様の措置を講じることができる。
- 16 前2項に掲げる事項については、個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。
- 17 第1項から第10項までの規定については、この契約の業務を完了し、又は解約した後であっても、なおその効力を有するものとする。

(個人情報以外の情報の取扱い)

第26条 乙は、甲が預託した情報又はこの契約において乙が収集若しくは作成した情報について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

- 2 乙は、この契約により知り得た一切の情報について、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りではない。

(1) 情報取扱者以外の者の開示又は漏えいすること。

(2) この契約の委託業務を遂行する目的の範囲を超えて利用し、複写し、複製し、又は改変すること。

- 3 乙は、情報の滅失毀損の防止その他の情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 乙は、適正な情報管理体制等の確保を確認するための資料として甲に提出した情報管理体制図、情報処理取扱者名簿、情報管理等を定めた社内規則に変更がある場合は、予め甲の同意を得るものとする。
- 5 甲は、必要があると認めるときは、情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、乙に対し必要な指示をすることができる。乙は、甲からその調査及び指示を受けた場合には、甲に協力するとともにその指示に従わなければならない。
- 6 乙は、甲が預託し、又はこの業務に関して乙が収集若しくは作成した情報を、本業務完了後又は解除後速やかに甲に返還又は削除するとともに乙が管理する経理書類については適切に保管すること。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 7 乙は、甲の情報について漏えい、滅失、毀損、その他本条に係る違反等が発生し又はその発生のおそれを認識したときは、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- 8 第2項、第5項及び前項の規定については、この業務を完了し又は解除した後であっても、なおその効力を有するものとする。
- 9 乙は、本業務の遂行上、情報の取扱いの全部又は一部を第三者に再委託する場合には、甲に対し、再委託する旨、再委託先の名称及び住所を事前に書面により通知し、甲の書面による許諾を得るものとする。
- 10 乙は、再委託する場合、再委託先に対して、本条に定める安全管理措置その他のこの契約に定める情報の取扱いに関する乙の義務と同等の義務を課すとともに、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(甲の解除権)

第27条 甲は、次に掲げる各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除するこ

とができる。

- (1) 乙が故なく解除を申し出たとき。
  - (2) 乙がこの契約条項を履行しない、又は、履行する見込みがないと甲が認めたとき。
  - (3) 乙が甲の監督、検査に際し、甲の正当な指示に従わないとき、又は不正若しくは不当な行為があると認められるとき。
  - (4) 乙が第 23 条の改善措置を講じても同類の事象を再発したと認められるとき。
  - (5) 天災地変、その他乙の責めに帰し難い事由により乙がこの契約を履行する見込みがないとき。
  - (6) 甲の都合により解除を必要とするとき。
- 2 乙は、前項第 1 号から第 4 号までの規定によりこの契約を解除されたときは、発注予定数量に単価を乗じた金額と契約解除前日までに納入が完了した契約物品の代価の平均月額に所期の契約期間月数を乗じた金額のいずれか多い方の額の 10 分の 1 に相当する違約金を支払わなければならない。
- 3 甲は、第 1 項第 6 号の規定により契約を解除した場合、これによって乙に損害を与えたときは、その損害を負担するものとする。この場合の損害額は、甲、乙協議して定めるものとする。
- 4 第 2 項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 5 甲は、第 1 項第 1 号から第 4 号までの規定により契約を解除した場合、指名停止措置を講じるものとする。

#### (乙の契約解除権)

- 第 28 条 乙は、次に掲げる各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 第 12 条に規定する仕様の内容の変更が乙に著しく不利となり、協議が成立しなかったとき。
  - (2) 甲の契約違反によって業務を履行することが不可能となったとき。
- 2 前項第 2 号の規定により契約を解除したときは、前条第 3 項の規定を準用する。

#### (契約解除に伴う措置)

- 第 29 条 前 2 条の規定により契約が解除された場合の措置は、次に定めるところによる。
- (1) 甲は、乙の業務の履行部分の全部又は一部を検査の上、業務完了と認めることができる。この場合、乙は、甲に引き渡すべき目的物の既成部分があるときは、甲に引き渡さなければならない。
  - (2) 前号の場合において、甲は、検査の上、業務完了と認めた部分に相応する金額を乙に支払うものとする。
  - (3) 第 1 号による引渡しまでの既成部分の保全に要する費用は、乙の負担とする。
  - (4) 乙は、甲が業務完了と認めないものについては、甲が定めた期間内に原状に復さなければならない。
  - (5) 乙は、甲から貸与を受けた土地建物等があるときは、甲、乙協議して定めた期間内にこれを原状に復して甲に返還しなければならない。

(談合等の不正行為にかかる違約金等)

第 30 条 甲は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。また、乙は、発注予定数量に単価を乗じた金額と契約解除前日までに納入が完了した契約物品の代価の平均月額に所期の契約期間月数を乗じた金額のいずれか多い方の額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条又は第 19 条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は乙が構成員である事業者団体に対して、同法第 49 条に規定する排除措置命令又は同法第 62 条第 1 項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、乙が同法第 19 条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第 2 条第 9 項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りではない。

(2) 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。

- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 3 乙は、この契約に関して、第 1 項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。
- 4 前 3 項の規定は、この契約の業務を完了し、又は解約した後であっても、なおその効力を有するものとする。

(設備等の使用)

第 31 条 乙は、事前に甲の承諾を得たときは、業務を遂行するにあたって必要最小限度の設備等を使用することができる。この場合においては、第 17 条第 1 項から第 3 項までの規定を準用する。

(異常時・緊急時の措置)

第 32 条 乙は、甲の敷地内において事故の発生等の異常・緊急事態を発見したときは、直ちに必要な応急処置及び通報連絡を行う等、適切な措置を講じなければならない。

- 2 前項に定める措置を講じた場合は、乙は甲に速やかに報告しなければならない。

(安全確保)

第 33 条 乙は、この契約の履行の安全を確保するために災害の予防その他必要な措置をとらなければならない。

- 2 乙は、関係法令及び安全に関する甲の諸規則に従うほか、甲が安全確保のために必要な指示を行ったときは、その指示に従わなければならない。
- 3 乙は、甲が行う安全教育訓練等に必要に応じて参加しなければならない。



(損害賠償責任)

第 34 条 乙は、この契約の履行に当たりその責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときはその損害を賠償する責任を負うものとする。

(相 殺)

第 35 条 甲が乙に対しこの契約に基づく賠償金若しくは違約金の取立てその他についての債権を有するときは、その期日の到来しないものでもこの契約又は他の契約に係る甲の支払代金その他の債務と対当額につき相殺するものとする。

(不正調査)

第 36 条 乙がこの契約条項に違反又は不正若しくは不当な行為を行ったことが疑われる場合には、甲は、乙のこの契約に関連する書類（帳簿等を含む。）を調査することができるものとし、乙はこれに協力しなければならない。

(情報セキュリティの確保)

第 37 条 乙は、この契約の履行に関し、情報システム（情報処理及び通信に関わるシステムであって、ハードウェア、ソフトウェア及びネットワーク並びに記録媒体で構成されるものをいう。）を利用する場合には、甲の情報及び情報システムを保護するために、情報システムからの情報漏えい、コンピュータウィルスの侵入等の防止その他必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、甲の情報セキュリティ確保のために、甲が必要な指示を行ったときは、その指示に従わなければならない。

(1) 乙は、乙におけるこの契約の業務に携わる者（以下「業務担当者」という。）及びこの契約の業務を行う場所（以下「作業場所」という。）を特定し甲の承諾を得るものとする。業務担当者又は作業場所を変更又は追加する場合も同様とする。乙は甲の承諾を得た業務担当者以外による作業又は作業場所以外における作業をさせてはならない。

(2) 乙は、甲の承諾のない限り、この契約に関して知り得た情報を甲の施設から持ち出してはならない。

(3) 乙は、甲の承諾のない限り、この契約に関して知り得た情報を甲又は乙の情報システム以外の情報システム（業務担当者が所有するパソコン等）において取り扱ってはならない。

(4) 乙は、再委託をさせた場合は、当該再委託を受けた者のこの契約に関する行為について、甲に対し全ての責任を負うとともに、当該再委託を受けた者に対して、情報セキュリティの確保について必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(5) 乙は、甲が求めた場合には、情報セキュリティ対策の実施状況についての監査を受け入れ、これに協力すること。

(6) 乙は、甲の提供した情報並びに乙及び再委託を受けた者がこの業務のために収集した情報について、災害、紛失、破壊、改ざん、毀損、漏えい、コンピュータウィルスによる被害、不正な利用、不正アクセスその他の事故が発生又は生ずるおそれのあることを知った場合は、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約終了後においても、同様とする。

3 甲は、前2項の規定が遵守されていないと認めた場合、この契約を解除することができる。

(紛争の解決)

第 38 条 この契約に関して、甲、乙間に紛争が生じた場合には、両者の協議により決定した者に裁定を依頼し、その裁定により解決するものとする。

(管轄裁判所)

第 39 条 この契約に関する専属的合意管轄裁判所は、千葉地方裁判所とする。

(協議事項)

第 40 条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

以上

## 暴力団排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項

(総則)

第1条 この特約条項は、この特約が添付される契約（以下「契約」という。）と一体をなす。

(属性要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙（が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第3条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当役等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第4条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人(下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。)、受任者(再委任以降のすべての受任者を含む。)及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約する。

(下請負契約等に関する契約解除)

第5条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるよう

なければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第6条 甲は、第2条、第3条及び前条第2項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第2条、第3条及び前条第2項の規定によりこの契約を解除した場合には、発注予定数量に単価を乗じた金額と契約解除前月までに完了した代価合計額の平均月額に契約期間月数を乗じた金額のいずれか多い方10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期間内に支払わなければならない。

- 3 前項の場合において、契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金をもって違約金に充当することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

第7条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

以上